

# ついでにいますか？



## 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は設置から**10年**が交換の目安です！

住宅用火災警報器が古くなると電子部品の寿命や、電池切れなどで火災を感知しなくなる可能性があるため、10年を目安に取り換えましょう。

設置時期を調べるには…

火災警報器を設置したときに記入した「**製造年月**」、または、本体に記載されている「**製造年**」を確認してください。

定期的に作動試験を実施しましょう。

**ボタンを押す**、または**ひもを引いて**作動確認をします。

### 試験方法

#### 正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、  
ピーピーピー



ピーピーピー  
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

#### 音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



しーん

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。



どこに取り付けるの？

**寝室**に必要です。寝室が2階にある場合は**階段部分**にも必要になります。

ご自宅に設置されているか、今一度ご確認ください。



平成21年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

# 住宅用火災警報器の 取付け支援を行います



住宅用火災警報器を購入したものの、  
ご自身で取付けることが困難な高齢者世帯等を対象に  
富士山南東消防本部の職員が  
ご自宅へ訪問し、設置の支援を行います。

## ① 支援内容

住宅用火災警報器の取付けを消防職員が行います。  
取付ける住宅用火災警報器は、ご自身でご用意してください。

## ② 対象世帯

住宅用火災警報器の取付けを行うことが困難な高齢者や障がい者世帯のうち、取付け支援を希望する世帯となります。

- (1) 65歳以上の方のみで構成されている世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

※ 上記以外でも取付け支援ができる場合がありますので、ご相談ください。

## ③ 取付け時間

原則として、平日の午前9時から午後5時までとなります。

## ④ 申込方法

お近くの消防署に申請書を提出していただくか、電話でお申し込みください。  
なお、代理の方が申請することも可能です。



消防本部での住宅用火災警報器の販売は  
しておりません。

### 【お申込み・お問合せ先】

富士山南東消防本部  
予 防 課 055-972-5802  
三島消防署 055-972-5800  
裾野消防署 055-992-3211  
長泉消防署 055-986-1199